

# 東近江市高収益作物生産振興事業

## 野菜・果樹・花きなどの高収益作物の生産を支援します

東近江市では、水田等を高度に利用し、野菜等を周年栽培できる輪作体系の確立及び収益性の高い野菜、果樹、花き・花木などの高収益作物の生産振興に資するため、生産、出荷に必要な機械・施設の整備等にかかる費用の一部を補助する事業を行っています。



### 事業内容

事業区分	内容及び主な要件	補助率	補助対象者	補助上限
1 機械設備等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高収益作物の生産面積の維持・拡大並びに品質の向上、省力化のための機械設備等の整備</li> <li>・事業費：税込30万円以上</li> <li>・作付面積：対象品目で10a以上かつ、前年度を維持すること</li> </ul>	2/10以内	認定農業者、認定新規就農者、営農組織、農業協同組合	20万円
			その他の農業者	10万円
2-1 施設設備等整備事業(新設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高収益作物の生産面積の維持・拡大及び品質向上のための生産用ハウス等の新設の整備</li> <li>・事業費：税込50万円以上</li> <li>・施工面積：2a以上</li> </ul>	2/10以内	認定農業者、営農組織	50万円
			その他の農業者	20万円
2-2 施設設備等整備事業(附属設備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高収益作物の生産面積の維持・拡大及び品質向上のための生産用ハウス等の附属設備等の整備</li> <li>・事業費：税込30万円以上</li> <li>・施工面積：10a以上</li> </ul>	2/10以内	認定農業者、認定新規就農者、営農組織	20万円
			その他の農業者	10万円
3 露地野菜用機械等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・露地野菜の生産面積拡大のための特定の機械設備等の整備(他の作物と汎用性があるものを除く)</li> <li>・事業費：税込50万円以上</li> <li>・作付面積：露地野菜で30a以上かつ、前年度から拡大すること</li> </ul>	5/10以内	認定農業者、認定新規就農者、営農組織	50万円
4 スマート農業機械設備等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高収益作物の生産面積の維持・拡大並びに省力化及び品質向上のためのスマート農業機械設備等の整備</li> <li>・事業費：税込50万円以上</li> <li>・作付面積                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①露地野菜：対象品目で1ha以上かつ前年度から維持又は拡大すること</li> <li>②ハウス野菜：対象品目が合計で10a以上</li> <li>③果樹：対象品目が合計で20a以上</li> </ul> </li> </ul>	5/10以内	認定農業者、認定新規就農者	100万円

(裏面に続く)

# 東近江市高収益作物生産振興事業の内容



項目	内容
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東近江市に住所を有する農業者、法人、営農組織（農業者で組織する団体）、農業協同組合</li> <li>※申請時点で市税に未納が無い者に限ります。</li> </ul>
申請手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請関係書類を農業水産課まで提出してください。</li> </ul>
注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の補助事業で同じ機械設備の補助を要望されている場合は、申込を受付できません。</li> <li>・事業内容や状況により、補助金を配分できない場合や予算枠内での配分（案分）となることがあります。</li> <li>・補助率は、税抜事業費に対して算出します。</li> <li>・補助金の交付決定以降に発注し、令和9年3月末までに完了（機械施設の場合は設置）する事業が対象です。</li> <li>・交付決定後は、原則取下げできません。</li> </ul> <p><b>※スマート農業機械設備等整備事業の対象機械等について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省が発行するスマート農業技術カタログに掲載のある機械又は器具等並びに同等以上と認められた機械又は器具等の導入に要する経費が対象です。導入する機械等のうち、本体にかかる経費以外（パソコン、スマートフォン、通信料、利用料、登録料）は対象外とします。</li> </ul>
事業実施例	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>露地野菜用機械等整備事業 （たまねぎ播種機の導入）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>施設設備等整備事業 （野菜生産用ハウスの新設）</p> </div> </div>
問合せ・提出先	<p>東近江市農林水産部農業水産課食のブランド推進係（東近江市役所本館2階）</p> <p>IP : 050-5802-9020 TEL : 0748-24-5561</p> <p>FAX : 0748-23-8291 E-mail : <a href="mailto:noshin@city.higashiomi.lg.jp">noshin@city.higashiomi.lg.jp</a></p>